

# 合志市国民健康保険税 税率改正について

問い合わせ先 税務課 市税班(合志庁舎) ☎248-1114

国民健康保険事業の健全運営に向け、平成20年度の国民健康保険税率が改正されます。  
※国の税制改正関連法案の可決により、改正税率が「医療分」と4月から始まった後期高齢者医療制度の「高齢者支援分」に分かれます。課税限度額も医療分、高齢者支援分

設定され、合計の限度額が引き上げられることとなります。  
※高齢者支援分は国民健康保険加入者だけではなく、社会保険、共済組合、健康保険組合などすべての健康保険加入者全体で負担するものです。

## 医療分 改正前

所得割	8.7%
均等割(1人当)	26,500円
平等割(世帯当)	29,500円
課税限度額	56万円

## 医療分 改正後

所得割	10.0%
均等割(1人当)	30,000円
平等割(世帯当)	31,000円
課税限度額	56万円

## 医療分・高齢者支援分 法案成立後

	医療分	高齢者支援分
所得割	7.7%	2.3%
均等割(1人当)	23,400円	6,600円
平等割(世帯当)	24,300円	6,700円
課税限度額	47万円	12万円

## 介護分(満40歳の誕生日から満65歳誕生日の前月まで)

改正前	
所得割	1.0%
均等割(1人当)	6,700円
平等割(世帯当)	3,800円
課税限度額	9万円

改正後	
所得割	1.7%
均等割(1人当)	8,000円
平等割(世帯当)	6,000円
課税限度額	9万円



# 合志市総合政策 審議会委員募集!

人と自然を  
大切にしたい協働の  
まちづくり

市では、まちづくりをすすめるうえで重要となる事項(総合計画、行政改革、行政評価)について、市長の諮問に応じて審議する機関として「合志市総合政策審議会」を設置しています。

委員には、各種団体(区長協議会、民生・児童委員協議会など)から推薦された委員の他に、市民の皆さんからの公募による委員も選任しています。

現委員の任期満了(平成20年7月26日)に伴い、次のとおり市民の皆さんから委員を募集します。

## ●委員の仕事

[市長の諮問に応じて]

- ・総合計画や行政改革大綱の進行管理について審議すること
- ・まちづくりの重要事項(行政評価など)について審議すること など

## ●募集人員

5人程度(作文等を参考に選考します。)

## ●任期

選任の日から2年間

## ●応募方法

住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記の上、応募の理由および「合志市のまちづくりについて思うこと」の作文(400字詰め原稿用紙1~2枚程度)を企画財政課政策企画班まで提出ください。

応募は、持参・郵送・Eメール・ファックスをお願いします。なお、応募様式は問いませんが、標準応募用紙があります。市ホームページから印刷してご使用ください。

## ●募集期限

5月30日(金)  
当日消印有効(メール、ファックスの場合は午後5時15分までに着信したものを有効とします。)

## ●応募・問い合わせ先

企画財政課 政策企画班(合志庁舎)  
☎248-1813 FAX 248-1196  
〒861-1195 合志市竹迫2140番地  
E-mail kikaku@city.koshi.lg.jp

## 市民課

問い合わせ先 市民課(合志庁舎) ☎248-1113

虚偽の交付請求を防止し、個人情報を守るため、住民基本台帳法および戸籍法の一部が改正され、5月1日から住民票・戸籍謄抄本などの交付請求時、また住民異動(転入・転出など)および戸籍届出(婚姻・離婚など)の手続き時に、窓口に来た人の本人確認を行います。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 本人確認書類(窓口に来る人)

- ① 官公署発行の顔写真付きの身分証明書  
運転免許証、旅券(パスポート)、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳などいずれかを1点
- ② ①を持っていない場合  
健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳、乳幼児医療受給者証など公的機関の発行する身分証明書、または社員証、本人名義の通帳、診察券などを2点以上

## 対象となる交付請求・手続き

- ・住民異動(転入・転出・転居・世帯主変更など)
- ・住民票(除票含む)の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・外国人登録記載事項証明書
- ・戸籍届出(婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知)
- ・戸籍(除籍・改製原戸籍)の謄抄本
- ・戸籍の附票の写し
- ・身分証明書

## 代理人請求のとき

同一世帯員以外の人(戸籍関係の証明書は直系尊属・卑属以外の人)が行なう場合は、代理人の本人確認書類、印鑑、本人からの委任状などが必要になります。

なお、戸籍届出は本人が行なう必要があります。

## 税務課

問い合わせ先 税務課 市税班(合志庁舎) ☎248-1114

税務課では、なりすましなどの虚偽の申請を防止し、個人情報を守るため、窓口で証明書の交付を申請する人の本人確認を実施することになりました。5月1日から7月31日までを試行期間とし、8月1日から完全実施します。

皆さんの大切な財産などの情報を保護するために、本人であることが確認できる書類の提示にご協力をお願いします。

## 本人確認を実施する証明書

- ・納税証明書
- ・未納がない証明書(完納証明書)
- ・市県民税課税台帳記載事項証明書(課税証明書)
- ・所得証明書
- ・扶養証明書
- ・営業証明書
- ・所在証明書
- ・資産証明書
- ・固定資産評価証明書
- ・固定資産課税証明書
- ・固定資産税課税台帳記載事項証明書
- ・名寄帳証明書
- ・公課証明書
- ・無資産証明
- ・専用住宅証明書

## 本人であることが確認できる書類の例

- 運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳などの顔写真付きの公的機関発行の書類いずれか1点
- 年金手帳、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、社員証、通帳、診察券、クレジットカードなどの顔写真がない物は2点以上

※税務課の証明書の交付は、本人、同居親族以外の請求の場合は、本人からの委任状が必要です。法人の場合は代表者印が必要です。

5月から  
証明書等請求・手続き時に本人確認を行ないます